

たんぽぽだより

日本共産党川西市議会議員 **黒田みち**

市会議員団控え室 TEL 740-1111 (内線4020)

直通FAX 759-1811

黒田みち事務所 TEL 795-4760



使える建物の 解体に2000万円

3月8日の厚生経済常任委員会にて、介護の拠点である「包括支援センター」が入っている建物（旧桜ヶ丘幼稚園）の解体費用1900万円が補正予算として提出されました。更地にし、民間保育所を建設する計画です。同じ補正予算で民間園建設のための補助金1億5000万円余も計上されています。

「包括支援センター」は、「ふれあいセンター」に移ります。「ふれあいセンター」にある「教育情報センター」は、株式会社「パーティかわにし」に引越しますが、年間の部屋代が約3000万円。来年度の予算

で、敷金約2000万円とあわせて、予算化されています。

「パーティかわにし」には、川西市が、来年度も約8億円貸し付けます。

行政当局は、税金の効率的な使い方、市の建物や土地の有効活用といいますが実態はそうなっていません。

「教育情報センター」は私も大切な施策として拡充されることを望みますが、毎年3000万円の賃料はいかがなものでしょうか。

まだ使える建物（旧桜ヶ丘幼稚園）をわざわざ税金を使って解体せず、「包括支援センター」のある所に「福祉の拠点センター」を移し、「ふれあいセンター」で「教育情報センター」の拡充を図る方

むだな玉突き移転が行われようとしています。

が、余程、効率的です。その逆の使い方でもいいでしょう。

民間会社に税金を投入する必要はありません。

栄保育所を廃園にし、500m程離れた保育所の密集地（公立5・民間3ヶ所）に、わざわざ新しい民間園を建設する計画も理解できません。

市としての必要な施策を民間会社に移し、税金を投入し続ける計画、使える建物を解体する、もったいなさ・・・等の矛盾を追及しています。

こんな税金の使い方が市民満足度の向上になるか？



ホッとひといき

卒業シーズン。中学校の答辞にとっても胸が熱くなりました。授業が成り立たなかった荒れを経験。「妨害していた友も、何も出来ず見ていた自分達も、自分のことしか考えられなかった。学校に行くのが嫌になり壊れそうだった」と語る事実。「何が大切か」「当たり前のこと」を壊れそうになりながらも伝え続けてくれた先生達。汚れた部屋を掃除する友が現れ、支え合う仲間が増えていく・・・ひとつひとつのことをもがきながら経験し、みんなと乗り越えた3年間の確信。行事・目標をめざしての団結。見守ってくれたお父さんやお母さん、全ての人への感謝。

最後の全員合唱の響きのすばらしさも、その空間にいた全ての人に感動を与えてくれました。素敵な涙と笑顔に出会ったひと時でした。

巣立ちの季節ですね。



「戦争こそテロだ。軍隊は人殺しを教えるところ。戦争の真実を知ってほしい。日本の9条は、日本の、世界の宝だ。」と熱く語られた アレン・ネルソンさんと（「9条の会・かわにし」の講演会で）

くらし・福祉・教育優先の市政をめざして

みんなが **住んでよかつた** と思える川西市に.....

ご意見・ご要望をお寄せください

緊急 改憲手続き法案

狙いと問題点



「がむし」の成立を急ぐ与党の姿勢には危うさを感じる(北海道新聞十六日付社説)「九条改憲の条件」への与党の改憲手続き法案について、安倍内閣と自民・公明両党が「五月三日の憲法記念日までに」と成立を急いでいるというに危惧(きん)の音が広がっています。手続き法案の狙い、問題点をあらためて見ます。

標的は九条

なせ危惧の音が起るのか。それは、昨年五月の法案提出から九カ月、法案の重大な問題点が次々に明らかになっていくからです。

「改憲の狙いが海外で戦争をする国」にあり、手続き法案がそれと相違点があること、安倍内閣にたいしてその鮮明な「改憲」の狙い。

典型的な例が九条「たゞのし、露骨にターゲットにしてきました。」

「海外での戦争」と地続き

「改憲の狙いが海外で戦争をする国」にあり、手続き法案がそれと相違点があること、安倍内閣にたいしてその鮮明な「改憲」の狙い。



本丸・9条改悪を論議へ

「審査会」の設置

法案は、単なる「手続き整備」にとどまらず、重大な内容を含んでいます。改憲原案を提案する「憲法審査会」を国会に設置する国会法改定を盛り込んでいます。

国会に改憲案の議論ができる常設機関を置くことは、改憲勢力の年々の野望でした。

改憲原案の提案権をもつ機関の国会設置で、改憲の発議に向けた本格的改憲論議を進め、改憲を目的とする共同改憲案の議論へとステップアップする。ここに憲法審査会の重大な狙いがあります。その意味で法案は、「改憲発議機関設置法案」と呼ぶべき内容です。

最低投票率

改憲手続き法案には国民投票で改憲案を通しやすくなる仕組みがいくつかあります。

2割の賛成で成立の危険

その一つは最低投票率の制度がなくなることです。

諸外国では、あまりに少ない主権者の賛成で「憲法改正」されることを避けるため、国民投票で全有権者の一定割合の投票が必要という「最低投票率」の制度を設けている例があります。

「改憲」が改憲手続き法案とは与党案、民主党案ともにならなくなった場合、有権者の二割台の「賛成」で憲法が改定される危険もあります。

最低投票率とあわせて改憲案を成立しやすくしているのが「過半数」の基礎です。改憲案の「承認」には国民投票での「過半数」の賛成が必要です(憲法九六条)。この「過半数」をいって考えるかについては「有権者総数の過半数」、「投票総数の過半数」、「有効投票数の過半数」、「有効投票総数の過半数」などがあります。

自公民ですらあわせた「修正」案では、形の上で「投票総数」の過半数としたものの、投票総数は賛成と「反対」の合計でなっており、白票は含まない仕組みです。

憲法語っただけで違反？

公務員・教員に制限

憲法を愛するかどうかを決めるのは主権者である国民です。ですから、一人ひとりの国民が公正な情報に接し、自由に意見を表明し、その意思が結果に正確に反映されることとが必要とされます。

公務員の日常活動の中で改憲をすすめる話をするという自体を許さず、雰囲気をつくりだす危険があります。

しんぶん 赤旗
日刊 月2,900円
日曜版 月800円

有料CM

一般市民、日本経済団体、経済同友会などの経済団体が九条改憲を主張し、自民、民主、公明など改憲に優れる改憲派の宣伝手手段「有料CM」は「投票日前十四日間」以外には自由とされています。こうした民投票の運動期間は、改憲案の発議後、六十日から百八十日(二一六ヵ月)とされていますから、その大部分で有料CMは放送されます。

「憲法九条守れ」の声広げ、改憲手続き法案許さぬたたかいを



改憲派が独占の危険